# 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年8月25日

【発行者名】 産業ファンド投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 本多 邦美

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 株式会社 K J R マネジメント

キャピタルマーケッツ部エグゼクティブディレクター 北岡 忠輝

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【電話番号】 03-5293-7091

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2025年8月25日開催の産業ファンド投資法人(以下「本投資法人」といいます。)の資産運用会社である株式会社 K J R マネジメント(以下「本資産運用会社」といいます。)取締役会において、2025年10月1日を吸収分割の効力発生日として、吸収分割会社である本資産運用会社が、本資産運用会社の親会社(持株比率100%)である株式会社 K J R Mホールディングスの子会社(持株比率100%)であり吸収分割承継会社である株式会社 K J R Mプライベートソリューションズ(以下「KPS」といいます。)に対し、本資産運用会社の私募ファンド事業に関して有する権利義務を承継させることを内容とする吸収分割を行うこと(以下「本吸収分割」といいます。)を決定し、2025年8月25日付で吸収分割契約(以下「本吸収分割契約」といいます。)を締結したこと等に伴い、2025年10月1日付で本投資法人の運用体制が変更されることとなるため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

### 2【報告内容】

## (1)変更の理由

本資産運用会社は、2025年10月1日付で本吸収分割を行うことを決定し、KPSとの間で本吸収分割契約を締結しました。本吸収分割により、プライベートソリューションズ本部が廃止され、投資情報に係る優先検討権ルール及び各部署の所管業務等が変更されること、並びに、これに合わせてサステナビリティ委員会を廃止することが予定されています。これに伴い、本投資法人の運用体制が変更されることによるものです。

#### (2)変更の内容の概要

2025年4月24日付で提出された有価証券報告書の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 投資法人の運用体制」が2025年10月1日付で以下のとおり変更されます(同有価証券報告書の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 投資法人の運用体制 (二) 投資情報検討会議」及び同「(ホ) サステナビリティ委員会」は削除されます。)。

なお、特に断らない限り、2025年4月24日付で提出された有価証券報告書で定義された用語は、本書においても同一の意味を有するものとします。

# 第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況

# 1 投資法人の概況

#### (4)投資法人の機構

投資法人の運用体制

前記のとおり、本投資法人の資産運用は、本資産運用会社に委託して行います。

本資産運用会社は、本投資法人及び日本都市ファンド投資法人(以下「各本資産運用会社受託投資法人」と総称します。)の資産の運用を受託しています。なお、日本都市ファンド投資法人は、商業施設、オフィスビル、住宅、ホテル及びこれらの用途の複合施設を投資対象とする投資法人であることから、本書の日付現在、後記「2投資方針 (1)投資方針 基本方針 (イ)投資対象とする資産」に記載の産業用不動産を投資対象とする本投資法人とはその投資対象が異なっています。

本資産運用会社は、各本資産運用会社受託投資法人の資産の運用に際して各本資産運用会社受託投資法人間における利益相反が生じることのないように、以下のように運用体制を整備しています。

#### a. 資産運用部門の分離

本資産運用会社は、本投資法人に係る資産運用業務を統括するインダストリアル本部及び日本都市ファンド 投資法人に係る資産運用業務を統括する都市事業本部(以下、個別に又は総称して「本資産運用会社受託投資 法人本部」ということがあります。)という2部門を設け、各本資産運用会社受託投資法人の資産運用に係る 責任を明確化しています。

#### b. 運用意思決定に係る独立性の確保

社内体制上、各本資産運用会社受託投資法人に係る資産運用に関する意思決定は、後記「 投資運用の意思決定機構」に記載のとおり、本資産運用会社の代表取締役社長による確認及び資産運用検討委員会の承認並びに場合によってはコンプライアンス委員会の承認が必要となりますが、かかる代表取締役社長の確認、資産運用検討委員会及びコンプライアンス委員会の承認の可否においては、本資産運用会社の各本資産運用会社受託投資法人本部の意思決定として妥当か否かという観点のみから検討され、他の本資産運用会社受託投資法人本部の事情は考慮しないものとしています。

#### c. 投資情報に係る優先検討権ルール

本資産運用会社は、各本資産運用会社受託投資法人から資産の運用に係る業務を受託しています。また、本 資産運用会社の属するKJRMグループ(株式会社KJRMホールディングス(以下本c.において「KJRMHD」と いいます。)、本資産運用会社及び株式会社КЈRMプライベートソリューションズ(以下本c.において 「KPS」といいます。)から構成される企業グループをいい、その一部の会社を個別に又は総称して「KJRMグ ループ会社」といいます。以下同じです。)に属するKPSは、本投資法人及び日本都市ファンド投資法人以外 の不動産ファンド等(投資用のビークルである特別目的会社その他の形態の法人又は組合、信託受託者等を含 みますが、これらに限られません。以下「私募ファンド等」といい、各本資産運用会社受託投資法人と併せて 「各ファンド」と総称します。なお、各本資産運用会社受託投資法人又は不動産ファンド等を個別に「ファン ド」という場合があります。)から投資一任業務・投資助言業務等の業務(以下、本資産運用会社が各本資産 運用会社受託投資法人から受託する資産の運用に係る業務と併せて「AM業務」と総称します。)を受託する場 合がありますが、KJRMグループでは、各KJRMグループ会社においてそれぞれ投資情報を入手することがあるた め、KJRMグループ会社の業務形態等に照らし、KJRMグループが入手する不動産等売却情報(KJRMグループ会社 が入手した、各ファンドの投資対象となりうる不動産又は不動産を裏付けとする資産に関する、購入希望者の 探索に関する情報であり、かつ、各ファンドでの投資の可否を検討可能な程度の情報をいいます。以下同じで す。)に関して、KJRMグループ会社の各ファンド本部等(本投資法人の資産運用業務を統括する本資産運用会 社のインダストリアル本部(以下本c.において「インダストリアル本部」といいます。)、日本都市ファン ド投資法人の資産運用業務を統括する本資産運用会社の都市事業本部(以下本 c . において「都市事業本部」 といいます。)及び私募ファンド等に係る投資一任業務・投資助言業務等を統括するKPSを個別に又は総称し ていいます。以下同じです。)のいずれが優先して検討すべきかを決定するルールを設けており、かかるルー ルに則った運営を行うこととしています(以下、KJRMグループ会社が入手した不動産等売却情報を、KJRMグ ループの投資情報検討会議規程に定めるところに従い、各ファンド本部等が他の各ファンド本部等に優先して 検討できる権利を不動産等売却情報に係る「優先検討権」といいます。)。

- i. KJRMHDが入手した不動産等売却情報に関する優先検討権
  - (i) 商業施設(注1)、オフィスビル(注2)、居住用施設(注3)及びホテル(注4)に係る優先検討権
    - (a) 商業施設、オフィスビル、居住用施設及びホテル(単一施設(注5)に限ります。以下本(i)において同じです。)に関しては、都市事業本部が第一優先検討権(第一順位の優先検討権をいいます。以下本c.において同じです。)を得るものとします。
    - (b)都市事業本部が当該商業施設、オフィスビル、居住用施設及びホテルを購入しないことを決定した場合、又は優先検討期間内に購入することを決定しない場合は、KPSが第二優先検討権(第一優先検討権に劣後する第二順位の優先検討権をいいます。以下本 c . において同じです。)を得るものとします。

(中略)

#### (ii) 産業用不動産に係る優先検討権

- (a) 物流施設(注1)、工場・研究開発施設(注2)及びインフラ施設(注3)(以下、本 c . において、併せて「産業用不動産」といいます。)(単一施設に限ります。以下本(ii)において同じです。)に関しては、インダストリアル本部が第一優先検討権を得るものとします。
- (b)インダストリアル本部が当該産業用不動産を購入しないことを決定した場合、又は優先検討期間内に購入することを決定しない場合は、KPSが第二優先検討権を得るものとします。

(中略)

#### (iii) その他の用途の単一施設に係る優先検討権

上記(i)及び(ii)のいずれにも該当しない単一施設に関しては、KJMRHDのコンプライアンス/リスク担当マネージングディレクター(以下、本iにおいて単に「コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクター」といいます。)がKJRMグループの投資情報検討会議(注)の構成員にKJMRHDの代表取締役社長及び常勤取締役(以下、本iにおいて単に「代表取締役社長及び常勤取締役」といいます。)を加えた会議を別途開催し、その協議により、インダストリアル本部又は都市事業本部のいずれに第一優先検討権を付与し、いずれに第二優先検討権を付与するかを決定します(なお、この場合、KPSが常に第三優先検討権(第一優先検討権及び第二優先検討権に劣後する第三順位の優先検討権をいいます。以下本 c.において同じです。)を得るものとします。)。この場合において、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、専門家であって当該決定について特別の利害関係を有しない第三者をオブザーバーとして当該会議に招聘し、その意見を聞かなければならないものとします。

- (注) KJRMグループの投資情報検討会議は、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクター、都市事業本部長及びインダストリアル本部長並びにKPSの社長(以下「KPS社長」といいます。)をもって構成される、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターにより必要に応じて招集される会議体です。KJRMグループの投資情報検討会議では、不動産等売却情報に係る以下の事項について審議及び決議を行うものとされています。
  - (1)不動産等売却情報に関し、各ファンド本部等のいずれが優先検討権を有することとなるか及び複数の優先検討権が 与えられる場合にはそれらの間の順位の決定(以下、当該決定に基づき優先検討権を与えられた者を「優先検討権 者」といいます。)のKJRMグループの投資情報検討会議規程その他の社内規程適合性の検証
  - (2)優先検討権者の優先検討の終了の決定のKJRMグループの投資情報検討会議規程その他の社内規程適合性の検証
  - (3)その他上記(1)及び(2)に付随又は関連する事項

KJRMグループの投資情報検討会議の開催に当たっては、構成員の全員の出席を要するものとされており、決議は、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターを含む出席構成員の4分の3以上の賛成によるものとされています。なお、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクター(代理出席者を含みます。)は、審議事項について否決権を有するものとされています。以下本 c . において同じです。

- (iv) 複合施設の不動産等売却情報に係る優先検討権
  - (a) 複合施設である商業施設、オフィスビル、居住用施設及びホテルに関しては、都市事業本部が 第一優先検討権を得るものとし、都市事業本部が当該複合施設である商業施設、オフィスビ ル、居住用施設及びホテルを購入しないことを決定した場合、又は優先検討期間内に購入す ることを決定しない場合は、KPSが第二優先検討権を得るものとします。
    - 上記 の規定にかかわらず、当該複合施設の一部に物流施設、工場・研究開発施設又はインフラ施設としての用途(以下「産業用不動産用途」といいます。)に用いられている部分が含まれている場合、インダストリアル本部が第二優先検討権を得るものとし、KPSが第三優先検討権を得るものとします。ただし、この場合において、床面積を基準に商業施設、オフィスビル、居住用施設又はホテルであると判断すると優先検討権を適切に付与することができないおそれがあると認められる場合には、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、KJRMグループの投資情報検討会議の構成員に代表取締役社長及び常勤取締役を加えた会議を別途開催し、その協議により、インダストリアル本部又は都市事業本部のいずれに第一優先検討権を付与し、いずれに第二優先検討権を付与するかを決定します(なお、この場合、KPSが常に第三優先検討権を得るものとします。)。この場合において、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、専門家であって当該決定について特別の利害関係を有しない第三者をオブザーバーとして当該会議に招聘し、その意見を聞かなければならないものとします。
  - (b) 複合施設である産業用不動産に関しては、インダストリアル本部が第一優先検討権を得るものとし、インダストリアル本部が当該複合施設である産業用不動産を購入しないことを決定した場合、又は優先検討期間内に購入することを決定しない場合は、KPSが第二優先検討権を得るものとします。
    - 上記 の規定にかかわらず、当該複合施設の一部に商業施設、事務所、住宅又はホテル用途に用いられている部分が含まれている場合、都市事業本部が第二優先検討権を得るものとし、KSPが第三優先検討権を得るものとします。ただし、この場合において、床面積を基準に産業用不動産であると判断すると優先検討権を適切に付与することができないおそれがあると認められる場合には、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、KJRMグループの投資情報検討会議の構成員に代表取締役社長及び常勤取締役を加えた会議を別途開催し、その協議により、インダストリアル本部又は都市事業本部のいずれに第一優先検討権を付与し、いずれに第二優先検討権を付与するかを決定します(なお、この場合、KPSが常に第三優先検討権を得るものとします。)。この場合において、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、専門家であって当該決定について特別の利害関係を有しない第三者をオブザーバーとして当該会議に招聘し、その意見を聞かなければならないものとします。
  - (c) 上記(a)及び(b)のいずれにも該当しない複合施設について、商業施設、事務所、住宅若しくは ホテル用途に用いられている部分、又は産業用不動産用途に用いられている部分のいずれか一 方が含まれている場合、商業施設、事務所、住宅又はホテル用途が含まれている場合には都市 事業本部が第一優先検討権を、インダストリアル本部が第二優先検討権をそれぞれ得るものと し、産業用不動産用途が含まれている場合にはインダストリアル本部が第一優先検討権を、都 市事業本部が第二優先検討権をそれぞれ得るものとします(なお、この場合、KPSが常に第三 優先検討権を得るものとします。)。

上記(a)及び(b)のいずれにも該当しない複合施設について、商業施設、事務所、住宅又はホテ ル用途に用いられている部分及び産業用不動産用途に用いられている部分の双方が含まれて いる場合には、使用する床面積に係る用途を基準に、これらの用途に用いられている部分の 中において商業施設、事務所、住宅及びホテル用途に用いられている延床面積の合計の方が 大きい場合には、都市事業本部が第一優先検討権を、インダストリアル本部が第二優先検討 権をそれぞれ得るものとし、産業用不動産用途に用いられている延床面積の合計の方が大き い場合には、インダストリアル本部が第一優先検討権を、都市事業本部が第二優先検討権を それぞれ得るものとします(なお、この場合、KPSが常に第三優先検討権を得るものとしま す。本(c) において以下同じです。)。ただし、使用する床面積を基準とすると優先検討権 を適切に付与することができないおそれがあると認められる場合には、コンプライアンス/リ スク担当マネージングディレクターは、KJRMグループの投資情報検討会議の構成員に代表取 締役社長及び常勤取締役を加えた会議を別途開催し、その協議により、インダストリアル本 部又は都市事業本部のいずれに第一優先検討権を付与し、いずれに第二優先検討権を付与す るかを決定します。この場合において、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレク ターは、専門家であって当該決定について特別の利害関係を有しない第三者をオブザーバー として当該会議に招聘し、その意見を聞かなければならないものとします。

- (d) 複合施設について、商業施設、事務所、住宅若しくはホテル用途に用いられている部分が存在せず、かつ、産業用不動産用途に用いられている部分も存在しない場合には、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、KJRMグループの投資情報検討会議の構成員に代表取締役社長及び常勤取締役を加えた会議を別途開催し、その協議により、インダストリアル本部又は都市事業本部のいずれに第一優先検討権を付与し、いずれに第二優先検討権を付与するかを決定します(なお、この場合、KPSが常に第三優先検討権を得るものとします。)。この場合において、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、専門家であって当該決定について特別の利害関係を有しない第三者をオブザーバーとして当該会議に招聘し、その意見を聞かなければならないものとします。
- (e) 優先検討権を付与された各ファンド本部等は、次順位以降の優先検討権を付与されることとなる他の各ファンド本部等に対して、共同優先検討権(優先検討権を保有する各ファンド本部等がAM業務を統括するファンドと、他のファンド本部等がAM業務を統括するファンドによる共同での投資のみを目的とする、同順位の優先検討権をいいます。以下本 c . において同じです。)を付与することができます。
- (v) 複数物件(注)の不動産等売却情報に係る優先検討権
  - (a) 複数物件の不動産等売却情報を検討する際、個別物件ごとの検討が可能な場合には、物件ごとに、上記(i)から(iv)までに定めるところに従って、優先検討権を付与します。
  - (b) 個別物件ごとの検討が不可能な場合 (バルクセールにおける一括売却の場合等を含みます。) で、商業施設、オフィスビル、居住用施設若しくはホテル又は産業用不動産が含まれる場合 には、原則として、以下イから八までに定めるところに従って優先検討権を付与します。なお、いずれの場合においても、KPSが常に第三優先検討権を得るものとします。
    - イ.複数物件の全部又は一部に商業施設、オフィスビル、居住用施設又はホテルが含まれている場合には、都市事業本部が第一優先検討権を得るものとし、インダストリアル本部が第二優先検討権を得るものとします。
    - ロ.複数物件の全部又は一部に産業用不動産が含まれている場合には、インダストリアル本部が第一優先検討権を得るものとし、都市事業本部が第二優先検討権を得るものとします。

八.複数物件の全部又は一部に商業施設、オフィスビル、居住用施設又はホテル及び産業用不動産のいずれもが含まれている場合には、使用する床面積に係る用途を基準に、商業施設、事務所、住宅及びホテル用途に用いられている延床面積の合計の方が大きい場合には、都市事業本部が第一優先検討権を、インダストリアル本部が第二優先検討権をそれぞれ得るものとし、産業用不動産用途に用いられている延床面積の合計の方が大きい場合には、インダストリアル本部が第一優先検討権を、都市事業本部が第二優先検討権をそれぞれ得るものとします。

上記 の規定にかかわらず、使用する床面積を基準とすると優先検討権を適切に付与することができないおそれがあると認められる場合には、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、KJRMグループの投資情報検討会議の構成員に 代表取締役社長及び常勤取締役を加えた会議を別途開催し、その協議により、インダストリアル本部又は都市事業本部のいずれに第一優先検討権を付与し、いずれに第二優先検討権を付与するかを決定します(なお、この場合、KPSが常に第三優先検討権を得るものとします。)。この場合において、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、専門家であって当該決定について特別の利害関係を有しない第三者をオブザーバーとして当該会議に招聘し、その意見を聞かなければならないものとします。

個別物件ごとの検討が不可能な場合(バルクセールにおける一括売却の場合等を含みます。)で、商業施設、オフィスビル、居住用施設若しくはホテル又は産業用不動産のいずれも含まれていないものについては、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、KJRMグループの投資情報検討会議の構成員に 代表取締役社長及び常勤取締役を加えた会議を別途開催し、その協議により、インダストリアル本部又は都市事業本部のいずれに第一優先検討権を付与し、いずれに第二優先検討権を付与するかを決定します(なお、この場合、KPSが常に第三優先検討権を得るものとします。)。この場合において、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、専門家であって当該決定について特別の利害関係を有しない第三者をオブザーバーとして当該会議に招聘し、その意見を聞かなければならないものとします。

優先検討権を付与された各ファンド本部等は、次順位以降の優先検討権を付与されることとなる る他の各ファンド本部等に対して、共同優先検討権を付与することができます。

- (注)「複数物件」とは、単一物件の集合をいい、単一施設の集合の場合、複合施設の集合の場合、又は、単一施設及び複合施設の集合の場合のいずれもが含まれます。以下本c.において同じです。
- (vi) 底地(借地権が設定された土地をいいます。以下同じです。)に係る優先検討権 底地に関しては、当該底地に建築され、かつ、当該底地に係る借地権を利用する施設の用途を基 準に、上記(i)から(iv)までに定めるところに従って、優先検討権を付与します。

当該底地に建築され、かつ、当該底地に係る借地権を利用する施設が複数存在する場合には、上記 (v)に準ずる方法により、優先検討権を付与します。

(vii) 開発用地(借地権が設定されていない土地をいいます。以下本 c . において同じです。)に係る 優先検討権

開発用地に関しては、当該開発用地に係る不動産等売却情報を最初に入手した各ファンド本部等 (不動産等売却情報を最初に入手したのが各ファンド本部等でない場合、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターが指定した各ファンド本部等)が当該開発用地に最も適切であると思われる施設の計画(以下「開発計画」といいます。)を立案し、当該開発計画において当該開発用地に建築される施設(以下「計画施設」といいます。)の用途を基準に、上記(i)から (iv)までに定めるところに従って、優先検討権を付与します。

開発用地に係る計画施設が複数存在する場合には、上記(v)に準ずる方法により、優先検討権を付与します。

上記 及び の規定にかかわらず、当該開発用地の形状・区画・土壌・地質等並びに当該開発用地の周辺の土地利用状況及び経済状況その他当該開発用地に関連する事情に照らし、上記 において立案された開発計画が当該開発用地に適していることが客観的に明らかであるといえない場合、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、KJRMグループの投資情報検討会議の構成員に代表取締役社長及び常勤取締役を加えた会議を別途開催し、その協議により、開発計画を決定します。この場合において、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、専門家であって当該決定について特別の利害関係を有しない第三者をオブザーバーとして当該会議に招聘し、その意見を聞かなければならないものとします。

#### (viii) 取得候補者が指定されている場合に係る優先検討権

上記(i)から(vii)までの規定にかかわらず、以下の条件に該当する不動産等売却情報については、指定された取得候補者に係る各ファンド本部等に第一優先検討権を付与し、インダストリアル本部に第一優先検討権を付与した場合においては都市事業本部に、都市事業本部に第一優先検討権を付与した場合においてはインダストリアル本部に、それぞれ第二優先検討権を付与することとします(なお、この場合、KPSが常に第三優先検討権を得るものとします。)。

物件の売主(当該売主がファンドである場合、その投資家及び関係者を含みます。)又は仲介会社(当該売主企業を紹介した証券会社や銀行を含みます。)により物件の取得候補者を指定されている不動産等売却情報

覚書等に基づきウェアハウジングされており、物件の取得候補者を指定されている不動産等売却 情報

契約上の優先交渉権又は将来の取得検討機会が付されており、物件の取得候補者を指定されている不動産等売却情報

#### (ix) 優先検討権者の決定手順

個別物件の優先検討権者の決定については、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターが当該情報に係る要素を確認し、決定します。

コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、優先検討権者を決定した場合、速やかに当該情報及び当該情報に係る優先検討権者その他関連する事項を、KJRMグループの投資情報検討会議に報告します。

KJRMグループの投資情報検討会議の構成員は、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターの決定がKJRMグループの投資情報検討会議規程その他の社内規程に反していると認めた場合、異議を述べることができます。かかる異議が述べられた場合、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、KJRMグループの投資情報検討会議の構成員に 代表取締役社長及び常勤取締役を加えた会議を別途開催します。なお、この場合において、専門家であって当該決定について特別の利害関係を有しない第三者をオブザーバーとして当該会議に招聘し、その意見を聞かなければならないものとし、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクター(代理出席者を含みます。)は、当該会議において議決権及び否決権を有しないものとします。

上記 の会議の結果、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターの決定について修正することが承認された場合、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、これに従い、改めて優先検討権者を決定します。

# (x) 優先検討権の概要

優先検討権に基づく不動産等売却情報の優先検討期間は、原則として、優先検討権付与の日から 10営業日とします。ただし、コンプライアンス/リスク担当マネージングディレクターは、不動産 等売却情報の性質に照らし、適切と判断される場合には、優先検討権者の決定に際し、当該期限 を伸長又は短縮することができます。

優先検討権者が決定した後、優先検討権者となった各ファンド本部等を統括するインダストリアル本部長若しくは都市事業本部長又はKPS社長は、KJRMグループの投資情報検討会議において、優先検討期間終了時までに、取得検討を継続するか否かを意思表明しなければならないものとします。

EDINET提出書類 産業ファンド投資法人(E14705) 臨時報告書(内国特定有価証券)

優先検討権者となった各ファンド本部等を統括するインダストリアル本部長若しくは都市事業本部長又はKPS社長は、取得検討を継続するか否かを意思表明するに当たっては、その合理的な理由を明らかにしなければならないものとします。

KJRMグループの投資情報検討会議において取得検討を継続する旨の意思表明が各ファンド本部等を統括するインダストリアル本部長、都市事業本部長若しくはKPS社長からなされ又は事務局から報告された場合には、原則として、当該取得検討が終了するまでの間、優先検討期間が当然に延長されます。ただし、KJRMグループの投資情報検討会議における審議の結果、合理的な理由が存在しないと判断された場合には、優先検討期間は延長されないものとします。

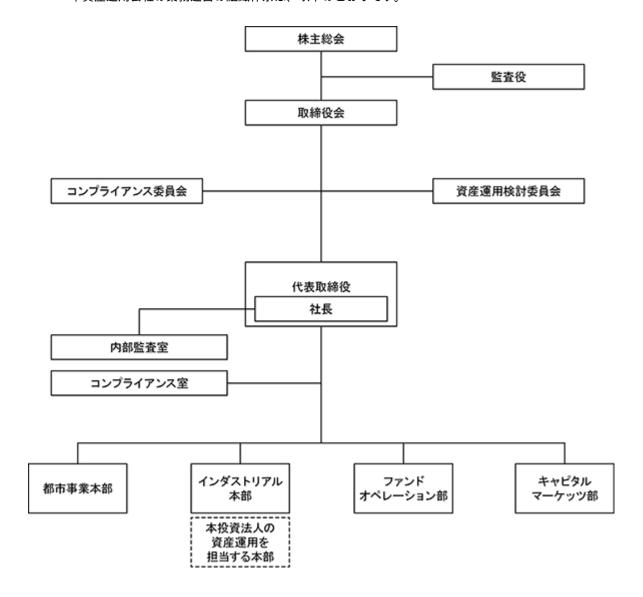
KJRMグループの投資情報検討会議に取得検討を継続しない旨の意思表明がなされた場合又は優先 検討期間終了時までに何らの意思表明もなされなかった場合には、当該優先検討権者の優先検討 権は失効し、当該不動産等売却情報に係る優先検討権は、次順位の優先検討権者に移転するもの とします。この場合において、次順位の優先検討権に基づく不動産等売却情報の優先検討期間 は、上記 に定めるところによるものとします。

優先検討権者となった各ファンド本部等を統括するインダストリアル本部長若しくは都市事業本部長又はKPS社長は、KJRMグループの投資情報検討会議において一旦不動産等売却情報の取得検討を継続する旨の意思表明をした場合においても、その後、当該不動産等売却情報の取得検討を継続しないことを決定した場合には、次順位の優先検討権者がいることに鑑み、速やかにKJRMグループの投資情報検討会議に取得検討を継続しない旨の意思表明をしなければならないものとします。

- ii. 本資産運用会社又はKPSが入手した不動産等売却情報に関する優先検討権
- (i) 本資産運用会社又はKPSが、KJRMHDを経ずに独自に入手した不動産等売却情報に関しては、上記i.の規定は適用しないものとします。
- (ii) 上記(i)に規定する本資産運用会社が独自に入手した不動産等売却情報については、インダストリアル本部又は都市事業本部が優先検討権を有するものとし、インダストリアル本部及び都市事業本部のいずれが優先されるかについては、上記i.を準用して(ただし、KPSに対する優先検討権の部分は適用されないものとします。)、本資産運用会社のコンプライアンス室長、インダストリアル本部長及び都市事業本部長をもって構成する本資産運用会社の投資情報検討会議において決定します。上記i.を準用すると優先検討権を適切に付与することができないおそれがあると認められる場合には、本資産運用会社のコンプライアンス室長は、本資産運用会社の投資情報検討会議の構成員に本資産運用会社の代表取締役社長及び常勤取締役を加えた会議を別途開催し、その協議により、インダストリアル本部又は都市事業本部のいずれに第一優先検討権を付与し、いずれに第二優先検討権を付与するかを決定するものとします。なお、当該不動産等売却情報のうち、インダストリアル本部及び都市事業本部のいずれもが検討しない案件について、KPSに紹介することを妨げないものとし、かかる紹介した情報については下記(iii)を準用するものとします。
- (iii)上記(i)に規定するKPSが独自に入手した不動産等売却情報については、KPSが優先検討権を有するものとします。なお、当該不動産等売却情報のうち、KPSが検討しない案件について、本資産運用会社に紹介することを妨げないものとし、かかる紹介した情報については上記(ii)を準用するものとします。

# (イ) 経営体制

本資産運用会社の業務運営の組織体系は、以下のとおりです。



# (口) 業務分掌体制

本資産運用会社におけるインダストリアル本部、ファンドオペレーション部、キャピタルマーケッツ部、 コンプライアンス室及び内部監査室の業務分掌体制は、以下のとおりです。

組織	業務の概略
インダストリアル本部	
不動産投資・運用関連業 務	i. 投資戦略の立案に関する事項
	ii. 投資基準の起案及び管理に関する事項
	iii. 投資対象資産の評価、選定に関する事項
	iv. 投資対象資産の取得に係る契約諸条件の判断に関する事項
	v. 運用対象資産の処分に係る判断に関する事項
	vi. 運用対象資産の運用管理計画策定に関する事項
	vii. 運用対象資産の物件管理・維持・修繕等に関する事項(運用の一環として行う建て替え・大規模修繕等を含みます。)
	viii. 運用対象資産のテナント・賃貸借契約条件等に関する事項
	ix. 運用対象資産のプロパティ・マネジメント会社の選定に関する事項
	x. 上記各事項におけるリスク管理に関する事項
	xi. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項
	xii. 上記各事項に関する規程等の作成・整備
	xiii. 上記各事項に関連したその他の事項
投資法人管理業務	i. 本投資法人の予算、収益予想、実績管理及び差異分析に関する事項
	ii. 本投資法人の財務戦略策定、資金管理・調達に関する事項
	iii. 本投資法人の新投資口発行に伴う有価証券届出書及び目論見書等の作成取り まとめ、提出
	iv. 本投資法人の重要書類の作成・管理に関する事項(一般事務委託契約、資産 保管委託契約、投資口事務代行委託契約、資産運用委託契約、規約、資産管 理計画書等を含みます。)
	v. 本投資法人の機関運営に関する一般事務委託会社との窓口
	vi. 信託銀行などの本投資法人の外部業務委託会社との窓口(上記v.及び投資口事務代行業務委託会社を除きます。)
	vii. 本投資法人の公告に関する事項
	viii. 本投資法人のポートフォリオ管理に関する事項
	ix. 投資対象資産及び運用対象資産におけるエンジニアリングに関する事項
	x. 不動産市場、産業及び経済・金融事情に関する各種データの分析に関する事
	項
	xi. 上記各事項におけるリスク管理に関する事項
	xii. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項
	xiii. 上記各事項に関する規程等の作成・整備
	xiv. 上記各事項に関連したその他の事項

	<u> </u>
組織	業務の概略
投資関連業務	i. 投資戦略の立案に係わる分析、調査に関する事項
	ii. 投資基準の起案及び管理に係わる分析、調査に関する事項
	iii. 投資対象資産の発掘に関する事項
	iv. 投資対象資産に係る情報の管理及び配分に関する事項
	v. 投資対象資産の評価、選定に係わる分析、調査に関する事項
	vi. 投資対象資産の取得に関する交渉、取り纏め、文書化等の実行(ストラク
	チャリングを含みます。)に関する事項
	vii. 運用対象資産の処分時における対外交渉に関する事項
	viii. 不動産売買市場情報と営業情報(機密情報を含みます。)の作成・保管に関
	する事項
	ix. 上記各事項におけるリスク管理に関する事項
	x. 上記各事項に関する主務官庁にかかる事項
	xi. 上記各事項に関する規程・規則の作成・整備
	xii. 上記各事項に関連したその他の事項

	/₁□ / <sub>4</sub> +h		臨時報告書(内国
<u> </u>	組織	1	業務の概略
フ:	ァンドオペレーション部 「		
	業務管理関連業務 	i.	本投資法人の経理・決算・税務に関する事項
		lii.	本投資法人の予算、収益予想、実績管理及び差異分析に関する計数管理
		iii.	不動産投資、運用及び本投資法人の管理に関する事務
		iv.	本投資法人の会計監査に関する窓口
		٧.	経理規程及び経理に関する手続の策定・管理に関する事項
		vi.	本投資法人の支払い指図に関する事項
		vii.	本投資法人の資産運用報告、有価証券報告書等の継続開示書類の作成取りま とめ及び提出に関する事項
		viii.	
			告)に対する窓口
		ix.	その他関係官庁、団体への情報開示に関する事項
		x.	上記各事項におけるリスク管理に関する事項
		xi.	上記各事項に関する主務官庁に係る事項
		xii.	上記各事項に関する規程等の作成・整備
		xiii.	上記各事項に関連したその他の事項
+-	<sub>ァ</sub> ピタルマーケッツ部	•	
	キャピタルマーケッツ	i.	本投資法人の財務方針の策定
	関連業務	ii.	本投資法人の資金調達手法に関する企画・提案
		iii.	本投資法人の取引金融機関との窓口
		iv.	格付け機関等に対する業績説明
		v.	上記各事項におけるリスク管理に関する事項
		vi.	上記各事項に関する主務官庁に係る事項
		vii.	上記各事項に関する規程等の作成・整備
		viii.	上記各事項に関連したその他の事項
	投資法人IR業務	i.	本投資法人の投資主との関係維持 / 強化に関する事項
		ii.	アナリストを含む本投資法人の投資家からの照会に対する対応に関する事項
		iii.	本投資法人の決算説明会・個別IRミーティングでの決算報告に関する業務支
			援
		iv.	東京証券取引所及び米国Securities & Exchange Commission等の開示規定で
			定められた投資法人の報告・プレスリリースに関する事項
		V.	本投資法人のホームページ等での情報開示に関する事項
		vi.	本投資法人の投資口事務代行委託会社との窓口
		vii.	本投資法人の投資主への書類縦覧に関する事項
		viii.	株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」といいます。)への必要
		liv	書類の作成、提出に関する事項
		ix.	上記名事項におけるリスク管理に関する事項
		X.	上記名事項に関する主務官庁に係る事項
		xi.	上記名事項に関する規程等の作成・整備
		xii.	上記各事項に関連したその他の事項

組織		業務の概略
コンプライアンス室		
コンプライアンス管理	理関 i.	法令等諸規則及び社内規則の遵守状況の検証・提案、その変更、並びに新規
連業務		則施行状況の点検に関する事項
	ii.	法令等諸規則の制定・変更に関する情報の蓄積、役職員への周知に関する事
		項
	iii.	内部者取引の管理等に関する事項
	iv.	個人情報管理に関する事項
	٧.	重要契約書の文書審査
	vi.	広告宣伝等及び文書審査に関する規則に定める文書審査
	vii.	企業倫理、従業員の行動規範等の遵守状況の検証・提案に関する事項
	viii.	役職員へのコンプライアンス教育に関する事項
	ix.	コンプライアンス規程に関する事項
	х.	コンプライアンス委員会に関する事項
	xi.	コンプライアンス・プログラムの策定・遂行に関する事項
	xii.	反社会的勢力対応に関する事項(反社会的勢力との関係を遮断するための対
		応の統括及び反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢の
		構築を含みます。 )
	xiii.	苦情・紛争処理に関する事項
	xiv.	従業員等からの問合せ、通報等への対応
	XV.	コンプライアンス違反案件の内容確認・調査と対応指導
	xvi.	社内規程等の体系の検証・提案
	xvii.	金融庁、国土交通省及び投信協会に係る会員調査部門及び各種届出等に対す
		<b>る窓口</b>
	xviii.	
	xix.	上記各事項に関する主務官庁に係る事項
	XX.	上記各事項に関する規程等の作成・整備
	xxi.	上記各事項に関連したその他の事項
リスク管理関連業務	i.	本資産運用会社のリスク管理に関する事項
	lii.	取引先管理に関する事項
	liii.	投資対象資産の評価、分析等に対する妥当性の検証に関する事項
	iv.	上記各事項におけるリスク管理に関する事項
	٧.	上記各事項に関する主務官庁に係る事項
	vi.	上記各事項に関する規程等の作成・整備
	vii.	上記各事項に関連したその他の事項
内部監査室	i.	各本部・部・室・各委員会の組織運営・業務遂行の状況、会計処理の状況、
		及び法令諸規則等の遵守状況の監査の実施に関する事項
	ii.	内部監査の方針・監査計画の立案及び監査結果の報告に関する事項
	liii.	特に定める事項の監査に関する事項
	iv.	金商法上の内部統制(J-SOX)に関する事項(主要株主への報告を含みます。)
	v.	主要株主による業務監査の窓口
	vi.	従業員等からの問合せ、通報等への対応
	vii.	内部統制の有効性評価に関する事項
	viii.	上記各事項におけるリスク管理に関する事項
	ix.	上記各事項に関する主務官庁に係る事項
	x.	上記各事項に関する規程等の作成・整備
	xi.	上記各事項に関連したその他の事項
		上心ロチベル内にしていじのチベ

## (八) 委員会の概要

本資産運用会社は、資産運用検討委員会及びコンプライアンス委員会の2つの委員会を有していますが、投資法人毎には委員会を設置しておらず、各委員会は、本投資法人に関する事項だけではなく、日本都市ファンド投資法人に関する事項についても審議します。ただし、意思決定の独立性を担保する観点から、各委員会の参加者にはそれぞれ以下のとおり制限を設けています。すなわち、資産運用検討委員会においては、決議について特別の利害関係を有する委員は議決に加わることができません。また、コンプライアンス委員会においては、委員長は利害関係のある役職員の同委員会への参加可否を決することができます。

本投資法人の運用体制に関する各委員会(資産運用検討委員会及びコンプライアンス委員会)の概要は、以下のとおりです。

a. 資産運用検討委員会

(中略)

委員

社長を委員長とし、常勤取締役、投資法人の資産運用を担当する本部を管掌する執行役員、コンプライアンス室長及び外部の不動産鑑定士、その他委員長が指名した者を委員とします。ただし、決議について特別の利害関係を有する委員は議決に加わることができないものとします。また、社長が事故その他の理由により出席することができないときには、あらかじめ委員会の決議によって定められた順序に従って他の委員が委員長の任に当たるものとします。執行役員は、自らが事故その他の理由により出席できないときは、その所属する本部・室の部室長を自らの代理人として指名し委員会に出席させることができます。また、コンプライアンス室長は、自らが事故その他の理由により出席することができます。また、コンプライアンス室長は、自らが事故その他の理由により出席することができます。また、コンプライアンス室長は、自らが事故その他の理由により出席することができます。を員長は、必要に応じて、社内外の有識者・専門家をオブザーバーとして委員会に招聘することができます。

審議事項

v. その他

(中略)

(iii) 調停・訴訟の開始・解決に関する事項(ただし、軽微なものを除きます。)

(中略)

# b. コンプライアンス委員会

(中略)

委員	コンプライアンス室長を委員長とし、社長、インダストリアル本部長、都市事業本部					
~~	コンファイブンス主はとなりはこと、はは、インフスイラブルギ品は、部市学業ギ品     長、外部専門家(以下、本「b.コンプライアンス委員会」において「外部委員」とい					
	います。)及びその他委員長が指名した者を委員とします。なお、委員長は利害関係の					
	┃ある役職員のコンプライアンス委員会への参加可否を決することができます。コンプラ ┃					
	イアンス室長が事故その他の理由により出席することができない場合又は代理人が出席					
	する場合には、社長が委員長の任に当たります。また、コンプライアンス室長及び社長					
	┃のいずれもが事故その他の理由により出席することができない場合又はいずれも代理人┃					
	が出席する場合には、あらかじめ委員会の決議によって定められた順序に従って他の委					
	員が委員長の任に当たります。各委員は、自らが事故その他の理由により出席すること					
	ができないときは、自らの代理人を指名し出席させることができます。					
	かくとないことは、自らの代達人と語自ら出席ととることがくとより。   なお、委員長は、必要に応じて、社内外の有識者・専門家をオブザーバーとして招聘す					
	ることができます。更に、監査役及び内部監査室長は、委員会に出席し意見を述べるこ					
	とができます。					
審議事項	i. 本投資法人の委託を受けて行う資産の運用に係る業務のうち、利害関係者と本投資					
	法人との間の取引(ただし、後記「 投資運用の意思決定機構」において定義す					
	る軽微取引を除きます。)に関する事項					
	STEIM IN STEIM CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF T					
	(中國)					
	(中略)					
	│iii.訴訟(訴訟になり得る重大な事案を含みます。)の対応・処理に関する事項(ただ│					
	し、軽微なものを除きます。)					
	(中略)					

(後略)

「(二) 投資情報検討会議」及び「(ホ) サステナビリティ委員会」の全文を削除